

公正証書に係る一連の手続のデジタル化の概要

公正証書制度の現状

- ※ 公正証書とは・・・法律行為その他の私権に関する事実について公証人が作成する証書（例：金銭貸借、売買、賃貸借、遺言等）
- ※ 公正証書の特徴
 - ✓ 公文書として高い証明力
 - ✓ 原本を公正・中立な第三者機関が保管
 - ✓ 執行力（裁判所で強制執行を行うことのできる効力）の付与（注）
（注）金銭支払等を目的とし、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述がされた場合に付与される

- ✓ 私的紛争の防止
- ✓ 私的な法律関係の明確化・安定化

■ 公正証書制度の課題

現状、公正証書に係る一連の手続は、**対面・書面での手続が必須で、デジタル化に未対応**

➡ ○ 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）
法務省は、公正証書の作成に係る一連の手続について、**デジタル原則にのっとり必要な見直し及び法整備を行う**
〔実施時期：令和5年の通常国会に法案提出、令和7年度上期の施行を目指す〕

デジタル化の概要

公正証書に係る一連の手続のデジタル化を図る

（公証役場に出頭をせずにウェブ会議・電子署名を利用して公正証書を作成することや、証明書を電子データで受領することが可能に）

＜現行の仕組み＞

＜デジタル化による新たな仕組み＞

<p>1 嘱託（申請）</p>	<p>○ 公証役場に出頭して嘱託を行う ○ 印鑑証明書等の書面の提出が必要</p> 	<p>○ インターネットを利用して、電子署名を付して嘱託を行うことを可能とする</p> 
<p>2 嘱託人の陳述、内容確認等</p>	<p>○ 公証人が対面で、嘱託人の陳述聴取、真意確認、内容の正確性の確認等を行う</p> 	<p>○ 嘱託人が希望し、かつ、公証人が相当と認めるときは、ウェブ会議の利用を可能とする</p> 
<p>3 公正証書（原本）の作成・保存</p>	<p>○ 公正証書原本を書面で作成・保存 ○ 嘱託人・公証人の署名・押印が必要</p> 	<p>○ 電子データでの作成・保存を原則化 ○ 電子署名（嘱託人はより簡易な方法も利用可）</p> 
<p>4 正本・謄抄本の交付</p>	<p>○ 公正証書の正本・謄抄本を書面で交付</p> 	<p>○ 電子データでの受領を選択可能にする ※ 書面での交付も、引き続き選択可能</p> 

※手数料の電子納付には、既に対応済み